官　　報

官　庁　事　項

交通安全基本計画を平成二十三年三月二十一日に作成したので、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二条第三項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年四月二十日　　中央交通安全対策会議

交通安全基本計画要旨

第１　まえがき

計画期間は，平成23年度から27年度までの５年間とする。

第２　計画の基本理念

１　交通事故のない社会を目指して

○　真に豊かで活力のある社会を構築していくためには，その前提として国民の安全と安心を確保していくことが極めて重要である。

○　人命尊重の理念に基づき，交通事故被害者の存在に思いをいたし，また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して,究極的には交通事故のない社会を目指すべきである。

２　人優先の交通安全思想

○　高齢者，障害者，子ども等の交通弱者に配慮し，思いやる「人優先」の交通安全思想を基本とし，あらゆる施策を推進する。

３　交通社会を構成する三要素

○　「道路交通」「鉄道交通」「踏切道における交通」「海上交通」「航空交通」ごとに計画期間内に達成すべき目標を設定し,その実現を図るため,交通社会を構成する三要素(「人間」「交通機関」「交通環境」)について施策を策定し，国民の理解と協力の下，強力に推進する。

４　ＩＴの活用

○　情報通信技術（ＩＴ）の活用は，人間のミスによる被害の防止等に大きく貢献することが期待できることから，高度道路交通システム（ＩＴＳ）や，船舶自動識別装置（ＡＩＳ）の活用等を積極的に進める。

５　救助・救急活動及び被害者支援の充実

○　交通事故が発生した場合の救助・救急活動の充実を図るとともに，交通安全分野における被害者支援の一層の充実を図る。

６　参加・協働型の交通安全活動の推進

○　国民の主体的な交通安全活動を積極的に促進するため，計画段階から国民が参加できる仕組みづくり等を地域の特性に応じて推進する。

７　効果的・効率的な対策の実施

○　厳しい財政事情を踏まえつつも，地域の交通実態に応じて，最大限の効果を挙げる対策に集中的に取り組むとともに，効率的な予算執行に配慮する。

８　公共交通機関等における一層の安全の確保

○　保安監査や運輸安全マネジメント評価を充実・強化する。

第３　道路交通の安全

１　道路交通事故のない社会を目指して

○　人命尊重の理念に基づき，究極的には，交通事故のない社会を目指すべきである。

○　交通安全に関しては，それぞれの地域の実情を踏まえた上で，その地域に最も効果的な施策の組合せを地域が主体となって行うべきである。特に，生活道路における交通安全対策については，総合的なまちづくりの中で実現していくことが有効であるが，このようなまちづくりの視点に立った交通安全対策の推進に当たっては，住民に一番身近な市町村や警察署の役割が極めて大きい。

○　その上で，行政，学校，家庭，職場，団体，企業等が役割分担しながらその連携を強化し，また住民が，交通安全に関する各種活動に対して，様々な形で積極的に参加し，協働していくことが有効である。

○　さらに，地域の安全性を総合的に高めていくためには，交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

２　道路交通の安全についての目標

⑴　道路交通事故の状況

○　我が国の交通事故による24時間死者数は，昭和45年に１万6,765人を数えたが，46年以降着実に減少に向かい，54年には8,466人とほぼ半減した。その後増勢に転じ，平成４年には１万1,451人に達したが，翌年から再び減少傾向に転じ，14年には8,326人となり，昭和45年当時の半減以下となった。また，20年中の死者数は5,155人となり，第８次交通安全基本計画の目標を２年前倒しで達成，同計画の最終年である22年には4,863人となった。

○　また，死傷者数と交通事故件数についても，平成16年をピークに減少が続いており，20年には死傷者数が950,659人となり，死者数と同様に目標を達成し，22年には901,071人となったところであるが，依然として高い状態で推移している。

⑵　交通安全基本計画における目標

①　平成27年までに24時間死者数を3,000人（※）以下とし，世界一安全な道路交通を実現する。

（※この3,000人に平成22年中の24時間死者数と30日以内死者数の比率を乗ずるとおおむね3,500人）

②　平成27年までに死傷者数を70万人以下にする。

○　交通事故のない社会を達成することが究極の目標であるが，一朝一夕にこの目標を達成することは困難であることから，本計画の計画期間である平成27年までには，年間の24時間死者数を3,000人以下にすることを目指すものとする。

○　この3,000人に，平成22年中の24時間死者数と30日以内死者数の比率（1.18）を乗ずるとおおむね3,500人となり，人口10万人当たりの30日以内死者数は2.8人となる。国際道路交通事故データベース（ＩＲＴＡＤ）がデータを公表している29か国中の人口10万人当たりの30日以内死者数をみると，我が国は2009年では4.5人と５番目に少ないが，この目標を達成した場合には，他の各国の交通事故情勢が現状と大きく変化がなければ，最も少ない国となる。

○　「平成30年を目途に，交通事故死者数を半減させ，これを2,500人以下とし，世界一安全な道路交通の実現を目指す」ということが平成22年に設定した中期目標であり，この目標を達成すると，上記国際比較における数値は2.4人にまで減少するが，中期目標の達成以前に，本計画の計画期間において，世界一安全な道路交通が実現できることとなる。

○　今後は，事故そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み，平成27年までに，年間の死傷者数を70万人以下とすることを目指すものとする。

３　道路交通の安全についての対策

⑴　今後の道路交通安全対策を考える視点

○　従来の交通安全対策を基本としつつ，経済社会情勢，交通情勢の変化等に対応し，また，実際に発生した交通事故に関する情報の収集，分析を充実し，より効果的な対策への改善を図るとともに，有効性が見込まれる新規施策を推進する。

○　対策の実施に当たっては，可能な限り対策ごとの目標を設定するとともに，その実施後において効果評価を行い，必要に応じて改善していくことも必要である。

○　今後の経済社会情勢や交通情勢等を踏まえると，今後対策を実施していくに当たっては，特に，次のような視点を重視して対策の推進を図っていくべきである。

①　高齢者及び子どもの安全確保

・　諸外国と比較しても，我が国は高齢者の死者の占める割合が極めて高いこと，今後も我が国の高齢化は急速に進むことを踏まえると，高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。